	(ト級部分は、以上部分)_
改正案	現行
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ
当該各号に定めるところによる。	当該各号に定めるところによる。
(1) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	(1) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
(昭和23年法律第122号) <u>第2条第1項第4号</u> に規定するぱちんこ屋	(昭和23年法律第122号 <u>。以下「法」という。</u>) <u>第2条第1項第7号</u>
等(まあじゃん屋を除く。)及び <u>同項第5号</u> に規定するスロットマ	に規定するぱちんこ屋等(まあじゃん屋を除く。)及び <u>同項第8</u>
シン、テレビゲーム機その他の遊技設備を備える店舗等のゲーム	<u>号</u> に規定するスロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備
センターをいう。	を備える店舗等のゲームセンターをいう。
(2)~(4) (省略)	(2)~(4) (省略)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律の一部を改正する法律の概要

1. 客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を 風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じた規制を行う。

- 1 客にダンスをさせ、かつ、 客の接待をして客に飲食を させる営業(キャバレー等)
- ② 客にダンスをさせ、かつ、 客に飲食をさせる営業 (クラブ、踊れるレストラン等)
- ③ 客にダンスをさせる営業 (ダンスホール等)

【接待をするもの】又は【低照度のもの】

引き続き風俗営業として規制

【低照度でなく、深夜まで営業するもの】

(酒類の提供を伴うものに限る。) 特定遊興飲食店営業として規制(下記2参照)

【低照度でなく、深夜に営業しないもの】 【低照度でなく、酒類の提供を伴わないもの】

飲食店営業として規制

風営法の規制から除外

2. 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に遊興(ダンスを含む。)をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる 営業を特定遊興飲食店営業とし、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする とともに、必要な規制を設ける。

【主な規制の内容】

- 欠格事由を設け、不適格者等を排除
- 条例により、営業可能な地域を限定
- 条例により、地域を定めて営業時間を制限することが可能
- 18歳未満の者の午後10時以降の立入りを制限

3. 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

- (1) 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者の義務
 - 営業所周辺における客の迷惑行為の防止措置
 - 苦情処理に関する帳簿の備付け
- (2) 風俗環境保全協議会の設置
 - 特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに設置
 - 警察署長、特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民等により構成

4. その他所要の規定の整備

ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定を見直す。

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)

(傍線の部分は改正部分)

第一章~第三章 (略) 第一章~第三章 (略) 第四章 性風俗関連特殊営業等の規制 第二新 特定遊興飲食店営業の規制等 第二新 特定遊興飲食店営業の規制等 第二条 この法律において「接待飲食等営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。 当する営業をいう。 当する営業をいう。 当する営業をいう。 当する営業をいう。 当する営業をいう。 当する営業をいう。 当する営業をいう。 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業を提供して営むものを除く。) 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業を提供して営むものを除く。) 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業を提供して営むものを除く。) 第一項第一号から第三号までのの設備を設けて客に遊興文は、大イトクラブその他設備を設けて客に遊興文はで、十年を選別で定めるところにより計つた営業所内の照度をキルクス以下として営むものを除く。) 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業を提供して営むものに限る。で、午前六時後類をさせ、かつ、今で、一時後に該当するものを除く。) をいう。 をいう。	改正後
第一章~第三章(略) 第一章(第三章(略) 第四章 性風俗関連特殊営業等の規制 第一節 特風俗関連特殊営業等の規制 第二節 (略) 第三節~第五節 (略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(略) 第三節~第五節(第一号から第) 三号。正、知言是表記可言。 第五号及び第六 号のいずれかに該当する営業をいう。 号のいずれかに該当する営業をいう。	改正前

いう。 承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者を 七条の二第一項若しくは第七条の三第一項条の二十三において準用する第七条第一項、とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十 一項の第

明の法律において「接客業務受託営業」とは、 明ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受け で当該営業の営業所において客に接する業務の 一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者 が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮 命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業を いう。 13

飲食店営業(設備を特定遊興飲食店営業

四 飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可を受けて営むものを除く。以下同じ。)のうち、バー、当するものを除く。以下同じ。)のうち、バー、当するものを除く。以下同じ。)のうち、バー、当するものを除く。以下同じ。)のうち、バー、当者その他客に酒類を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。)で、午前六時から午後飲食店営業」という。)で、午前六時から午後、飲食店営業」という。)で、午前六時から午後、計算での時間においてのみ営むもの以外のもの

11 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮が委託を受けた者及び当該営業を営む者から委託を受けかる営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該営業を営む者から委託を受けが多い。 11

<u>.</u>

三 飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。)を除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。)で、日出時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの